

選挙投票率集計サービス お申込みにあたって

料金のお支払い方法

ご利用料金は、当社指定の銀行口座へお振り込みください。

ご利用料金表

■ サービス利用料金

初期基本料	週契約利用料		月契約利用料	
50,000円（税抜）	7日間	15,000円（税抜）	30日間	50,000円（税抜）
	14日間	30,000円（税抜）	60日間	100,000円（税抜）
	21日間	45,000円（税抜）	90日間	150,000円（税抜）

※ご契約期間はご利用開始日を含む期間（7日間、14日間、21日間、30日間、60日間、90日間）となります。

（例）ご利用開始が3月1日の週契約（7日間）の場合、3月1日～3月7日までがご利用可能期間となります。

※サービスをご利用する上での各種設定（初期設定）は、お客様自身に行っていただきますが、弊社へ各種設定を委託される場合は、別途見積もりさせていただきます。

※前回解約日から3ヶ月以内に再契約された場合は、初期基本料を半額とさせていただきます。

■ オプション利用料金

オプション名	ご利用料金	備考
追加ユーザID	5,000円（税抜）/ID	管理者ID追加時のみ請求させていただきます。
追加投票所設定	5,000円（税抜）/100投票所	100投票所を超えての利用時のみ、100投票所毎に請求させていただきます。

●お問い合わせ先
サポートセンター



0800-200-8078

〔受付時間〕 9:00～18:00
(祝日・年末年始を除く月～金)

●お申込書送付先



086-805-0679



ips-vtrend@ipsys.co.jp

ご記入例（新規）

■ご記入上のお願い ※ご記入前に必ず、お読み下さい

- ①「新規」のお申込み時は、記入例の項番①～⑤、⑦、⑧に必ずご記入下さい。
（⑥のオプション（追加ユーザID）はお申込み内容に応じてご記入下さい。）
- ②「変更」のお申込み時は、記入例の項番①～⑤と変更箇所にご記入下さい。
- ③「解約」についてはお申込み不要です。

★新規・変更申込の際にご記入下さい。

必須!

① 申込年月日

●お申込みの年月日をご記入下さい。

② 申込み種別（ご利用開始日）

●「新規」もしくは「変更」にチェックし、利用開始日を必ずご記入下さい。
（ご利用開始日の7営業日前までにお申込み願います）

③ ご契約者情報・ご連絡先

●ご契約情報・ご連絡先をご記入の上、押印エリアに印鑑をご押印下さい。
ご契約者名には選挙管理委員会、市町村長名などをご記入下さい。
印鑑については選挙管理委員会印、市町村長印などをご押印下さい。

④ ご契約内容

●新規でお申込みされるご契約内容にチェックをご記入下さい。
●ご契約内容を変更される場合は、**変更後**のご契約内容にチェックをご記入下さい。

⑤ ユーザID

●ご希望のユーザIDをご記入下さい。
※senkyo、senkanなど重複の可能性の高いIDについては指定しないようお願いいたします。

★新規・変更申込の際にご確認下さい。

⑥ オプション

●オプションをお申込みされる場合はご記入下さい。

□ 調査員認証

・調査員認証についてお申込みされる場合は「申込」へ、ご解約される場合は「解約」へチェックをご記入下さい。

□ 追加ユーザID

・ユーザIDを2ID以上ご利用される場合は「申込」にチェックを記入し、申込書裏面の追加ユーザID欄にご記入下さい。
・ご利用中のユーザIDを変更される場合は「変更」にチェックを記入し、申込書裏面の変更対象ユーザID欄へご記入下さい。
・ご利用中のユーザIDを解約される場合は「解約」にチェックを記入し、申込書裏面の解約対象ユーザID欄へご記入下さい。

選挙投票率集計サービス申込書

（兼お客様控え）

1 申込年月日 2024年 2月 24日

選挙投票率集計サービス「利用規約」に基づき下記のとおり申込みます。
※申込み内容に関わらず、赤字内は全てご記入ください。

2 申込み種別（ご利用開始日） 新規（2024年 3月 1日） 変更（20 年 月 日） 解約（20 年 月 日）

▲ご変更の場合は「申込年月日」、「ご契約者情報」、「ご連絡先」、「ご契約内容」、「ユーザID」、「ご変更箇所」のみを記載願います。
※ご利用開始日（新規/変更日）の7営業日前までにお申込み願います。 ※訂正の場合は、訂正箇所を二重線で消し、抹消線を重ねて「訂正印」をご押印下さい。

3 ご契約者情報

（フリガナ）
ご契約者名 ○ 市長 岡山 太郎

（フリガナ）
ご契約者住所 〒 123-4567 ○ 県×市 □ 町 △ 番地

（フリガナ）
ご担当者 所属 選挙管理委員会 お名前 選挙 次郎 ご担当者連絡先電話番号 012-345-6789

7 請求関連情報

（フリガナ）
送付先住所 〒

（フリガナ）
宛名

ご契約者住所を送付先住所とする その他（下記送付先住所欄に送付先住所をご記入ください）

宛名にご契約者名を印字する 宛名にご契約者名とご担当者名を印字する その他（下記宛名欄に宛名をご記入ください）

4 ご契約内容

サービス名	初期基本料	選契約利用料			月契約利用料		
		7日間	14日間	21日間	30日間	60日間	90日間
選挙投票率集計サービス	50,000円（税抜）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		15,000円（税抜）	30,000円（税抜）	45,000円（税抜）	50,000円（税抜）	100,000円（税抜）	150,000円（税抜）

※ご契約期間はご利用開始日を含む期間（7日間、14日間、21日間、30日間、60日間、90日間）となります。
（例）ご利用開始が3月1日の選契約（7日間）の場合、3月1日～3月7日までがご利用可能期間となります。
※サービスをご利用する上での各種設定（初期設定）は、お客様自身で行っていただきます。弊社へ各種設定を委託される場合は、別途見積もりさせていただきます。
※前日解約日から3ヶ月以内に再契約された場合は、初期基本料を半額とさせていただきます。

5 管理者情報

（フリガナ）
ユーザID* エービーシーディーエフジー
a b c d e f g

※ユーザIDに利用可能な文字は「0～9、a～z、A～Z、_、.」です。
※ユーザIDは4文字～16文字で設定願います。
※ユーザIDの重複など、ご希望に添えない場合がございます。
※senkyo、senkanなど重複の可能性の高いIDについては指定しないようお願いいたします。

6 オプション

オプション名	申込	変更	解約	ご利用料金	備考
調査員認証	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	無料	・調査員がBookMarkからアクセスした場合に認証を行う機能でセキュリティが向上します。（アクセスの都度、投票所ID/パスワード必須）
追加ユーザID	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5,000円（税抜）/ID [ID追加時のみ請求させていただきます。]	・左記の申込または変更、解約欄へチェックを入れ、「選挙投票率集計サービス」追加ユーザID、変更ID、解約ID情報にご記入ください。

8 選挙情報

選挙日	投票時間	選挙名
2024年 ○月 ×日	（開始） 8時 30分 ～ （終了） 20時 30分	○○県知事選挙
20 年 月 日	（開始） 時 分 ～ （終了） 時 分	
20 年 月 日	（開始） 時 分 ～ （終了） 時 分	
20 年 月 日	（開始） 時 分 ～ （終了） 時 分	
20 年 月 日	（開始） 時 分 ～ （終了） 時 分	

投票所数 100投票所以内 200投票所以内 (5,000円/税抜) 300投票所以内 (10,000円/税抜) 400投票所以内 (15,000円/税抜) 500投票所以内 (20,000円/税抜) 左記以外 投票所数:

（フリガナ）
選挙当日の連絡先メールアドレス* senkyo@city.lg.jp

※システム故障時などの緊急連絡先となります。

備考

弊社使用欄	営業担当者記入	所属	担当者名	連絡先
		請求様式	<input type="checkbox"/> 専用様式 <input type="checkbox"/> 独自様式	
	備考			

(2024.10)

★新規申込の際にご記入下さい。

必須!

★変更申込の際にご確認下さい。

⑦ 請求関連情報

- 請求書送付先・宛名についてご記入下さい。
- 請求書送付先・宛名についてご変更がある場合は**変更後**の請求書送付先・宛名をご記入下さい。

⑧ 選挙情報

- 選挙投票率集計サービスをご利用される選挙情報についてご記入下さい。

選挙投票率集計サービス 追加ユーザID、変更ID、解約ID情報

- ※ユーザID追加、変更、解約時はオプション欄の必要事項にもご記入願います。
- ※ユーザIDに利用可能な文字は『0～9、a～z、A～Z、_、-』です。
- ※ユーザIDは4文字～16文字で設定願います。
- ※ユーザIDの重複など、ご希望に添えない場合がございます。
- ※senkyo、senkanなど重複の可能性の高いIDについては指定しないようお願いいたします。

ユーザIDを**追加**する場合、以下の追加ユーザIDへID情報をご記入下さい

No	(フリガナ) 追加ユーザID
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

ユーザIDを**変更**する場合、以下の変更対象ユーザIDへ変更対象となるIDと変更後のIDをご記入下さい

No	項目	(フリガナ) 変更対象ユーザID
1	変更対象ID	
	変更後ID	
2	変更対象ID	
	変更後ID	

ユーザIDを**解約**する場合、以下の解約対象ユーザIDへ解約対象となるIDをご記入下さい

No	(フリガナ) 解約対象ユーザID
1	
2	
3	

選挙投票率集計サービス「利用規約」

(序文)

本規約は、アイピーシステム株式会社(以下「アイピーシステム」といいます)が選挙投票率集計サービス(以下「本サービス」といいます)を利用者〔予め本サービスの利用契約(以下「利用契約」といいます)をアイピーシステムと締結した契約者(以下「契約者」といいます)、本サービスのユーザ(以下「ユーザ」といいます)〕に提供するにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

第1条(適用範囲)

選挙投票率集計サービス規約(以下「本規約」といいます)は、利用者が、本サービスを利用する際の一切の行為に適用されます。利用者は本サービスを利用することにより、本規約の全ての記載内容について承諾し、同意したものとみなされます。本規約とは別に定める操作マニュアル等のツール類(以下、総称して「マニュアル類」といいます)等は、本規約の一部を構成します。本規約に同意できない場合、利用者は、本サービスを利用することができません。

第2条(用語の定義)

- (1) 契約者 本サービスの利用に際し、契約当事者は、自治体の代表者又は、自治体の選挙管理委員会などの行政委員会の代表者となります。
- (2) 利用者 本サービスをご利用いただくのは、選挙に関わる事務を管理する、自治体の選挙管理委員会などの行政委員会となります。
- (3) ユーザ 本サービスをご利用いただく選挙管理委員会などの行政委員会が指名し、実際に弊社の提供するシステムを操作するご担当者となります。

第3条(利用規約の変更権留保と変更法)

1. 本規約は、本サービスのウェブサイトおよび利用契約書上への掲載その他の手段により、利用者に随時提示されます。
2. 前項の場合の他、当社が必要と判断した場合には、利用者に対して随時必要な事項をウェブサイトおよび、登録されたメールアドレスへの送信その他、当社が適切と判断した手段により通知します。なお、当該通知された事項は、その名称に関わらず本規約の一部を構成するものとします。

第4条(サービスの内容)

本サービスは、アイピーシステムの契約するクラウドサービスを利用して、インターネットを經由して収集したデータを集計することができる機能等を提供する SaaS 型クラウドサービスです。尚、本サービスは日本国内のみご利用いただけます。

第5条(データの保存)

本サービスで利用者のデータを保存する国は、日本とします。

第6条(データの削除について)

1. 解約満了日翌月末日に、弊社にて利用者データについて削除を実施します。
2. 尚、利用者よりデータの削除期限について特段の要望がある場合には、本条第1項に限らないこととします。

第7条(利用料金・支払い方法)

1. 本サービスの初期基本料、契約利用料その他本サービスの利用に係る料金(以下併せて「利用料金」といいます)及び利用料金の算定方法、請求等は別表1のとおりとします。
2. アイピーシステムは、契約者に対し、別表1に定めるところに従い利用料金(税抜)に消費税相当額が加算された額を請求額とする請求書を契約者が届け出た住所に送付するものとします。
3. 契約者はアイピーシステムから送付された請求書記載の支払期限までにアイピーシステムが定める方法により支払うものとします。なお、手数料が発生する場合は契約者の負担とします。ただし、契約者が公共機関の場合は支払い方法について別途協議の上、決定できるものとします。
4. 契約者は第13条(本サービスの利用停止)又は第15条(本サービスの一時中断)の規定により本サービスの利用が停止又はその提供が中断された場合、また契約期間中に解約申込書により解約申込みを行い、又は第14条(アイピーシステムが行う契約の解除)の定めによりアイピーシステムから契約を解除された場合であっても本サービスの提供があったものとして、第15条(本サービスの一時中断)第4項に定める場合を除き、利用料金の支払を要するものとします。

5. 利用料金は、第 15 条(本サービスの一時中断)第 4 項に定める利用料金の返還等を除き、日割精算等を行わないものとします。
6. 契約者は、本サービスの利用料金その他の債務(延滞利息を除きます)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてアイピーシステムが指定する方法により支払うものとします。なお、延滞利息の算出結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第 8 条 (契約期間と更新)

サービスに関する利用契約は、それぞれ以下の期間の満了をもって自動的に終了します。なお、期間満了後も継続利用される場合は、7営業日前までにアイピーシステム所定の書面をアイピーシステム所定の受付窓口に提出することにより、利用契約を継続することができます。この場合における更新後の契約期間は、期間満了の翌日を利用開始日として、それぞれ以下のとおりとします。

1. 週契約(7 日間)の場合：利用開始日から起算して 7 日
2. 週契約(14 日間)の場合：利用開始日から起算して 14 日
3. 週契約(21 日間)の場合：利用開始日から起算して 21 日
4. 月契約(30 日間)の場合：利用開始日から起算して 30 日
5. 月契約(60 日間)の場合：利用開始日から起算して 60 日
6. 月契約(90 日間)の場合：利用開始日から起算して 90 日

第 9 条 (サービスの終了・契約解除)

1. 契約者は、アイピーシステムに対して本サービスの全部又は一部を解約するときは、解約希望日の7営業日前までに、アイピーシステム所定の書面をアイピーシステム所定の受付窓口に提出することにより、本サービスを解約することができるものとします。
2. 契約者は、新規若しくは変更申込時に解約日を記載している場合、解約時の所定の書面の提出を省くことができるものとします。
3. アイピーシステムは、契約者が第 12 条(利用者の遵守事項・禁止事項)第 1 項各号、及び、第 13 条(本サービスの利用停止)第 1 項各号の規定に該当することにより本サービスの利用を停止された後、なおその事実を解消しないときは本サービスに係る契約を解除することがあります。
4. アイピーシステムは、前項の規定に基づき利用契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知します。
5. 契約者が第 12 条(利用者の遵守事項・禁止事項)第 1 項各号、及び、第 13 条(本サービスの利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がアイピーシステムの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本条第 1 項及び第 13 条(本サービスの利用停止)の規定にかかわらず本サービスの利用停止をしないで利用契約を解除することがあります。
6. 前 5 項の規定にかかわらず、契約者が次の各号に該当するときは何らの通知をすることなく、アイピーシステムは利用契約を解除できるものとし、契約者は期限の利益を喪失し、本サービスの利用料金等の一切の債務を直ちにアイピーシステムに支払うものとします。
 - (1) 自らにつき支払の停止があったとき、又は支払不能の状態に陥ったとき。
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が発送されたとき。
 - (4) 第 22 条(反社会的勢力の排除)の定めに従ったとき。

第 10 条 (契約者の氏名等の変更に関する届出)

1. 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかにアイピーシステムに届け出るものとします。また、その変更があったにもかかわらず、アイピーシステムに届出がないときは、本規約に規定する通知については、アイピーシステムが届出を受けている氏名、名称、住所等の送付先への発送をもってその通知を行ったものとみなします。

2. 前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 11 条（アカウントの作成・管理・ユーザ情報の変更）

1. 当社は、当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者のユーザとしてアカウントの登録は完了したものとします。
2. 前項に定める登録の完了時に、本規約の諸規定に従った本サービスの利用契約がユーザと当社間に成立するものとします。
3. ユーザは、自己の責任において、本サービスに関するパスワード及びユーザ ID を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
4. ユーザは、当社に対し登録を行った情報に変更が生じた場合、速やかに当社に書面にて届出を行い、登録情報の更新を行うものとします。

第 12 条（利用者の遵守事項・禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する事項（以下「禁止事項」といいます）を行ってはならないものとします。アイピーシステムは、利用者が当該禁止事項を行ったことを発見した場合には、何ら通知、勧告することなく、直ちに本サービスの利用を停止することができるものとします。利用者が禁止事項を行ったことによりアイピーシステムが損害を被ったときは、契約者にその賠償を求めることができるものとします。
 - (1) アイピーシステム、又は第三者の知的財産権（著作権、商標権等）その他権利を侵害する行為。
 - (2) アイピーシステム、又は第三者の信用又は名誉を毀損する行為。
 - (3) 本サービスに利用しうる情報の改竄又は消去。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - (5) アイピーシステム又は第三者の機器、設備等（利用者の携帯電話若しくはパソコンをも含む）又は本サービス用設備の利用または運営に支障を及ぼす行為。
 - (6) 法令若しくは公序良俗に違反し、また第三者に不利益を与える行為。
 - (7) アイピーシステムのサービスの運営、維持を妨げ又はサービスの提供に支障を及ぼす行為。
 - (8) 第 7 条第 1 項に定める利用料金について、支払期日を経過してもなお支払わない行為。
 - (9) 本規約の規定に反する行為。
 - (10) その他、アイピーシステムが不相当と判断する行為。
2. 利用者の禁止行為によって生じた紛争については、すべて契約者の責任と負担により解決するものとし、アイピーシステムは一切責任を負わないものとします。
3. 利用者は、本規約のほか、アイピーシステムが必要に応じて定める規約・規則若しくはマニュアル類に従って本サービスを利用するものとします。
4. アイピーシステムは、契約者の承諾なく、本サービスの提供に必要な範囲で本規約を変更することができるものとします。この場合の第 7 条第 1 項に定める利用料金その他の提供条件は、変更後のものによります。なお、本規約を変更する場合、契約者への通知又はホームページ等への掲示により、契約者に変更内容を周知するものとします。

第 13 条（本サービスの利用停止）

1. アイピーシステムは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、所定の手続きに従い本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。
 - (1) 本サービスの利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、アイピーシステムがその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下本条において同じとします。）。
 - (2) 本サービスに関する利用の申込みにあたって、アイピーシステム所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 第 10 条（契約者の氏名等の変更に関する届出）の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

- (4) 第 12 条(利用者の遵守事項・禁止事項)に違反するおそれがあるとき。
 - (5) アイピーシステムの業務遂行上支障があるとアイピーシステムが認めたとき。
 - (6) その他本規約に違反したとき。
2. アイピーシステムは、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
 3. アイピーシステムは、前項の規定にかかわらず、利用者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、当該措置は、アイピーシステムが同項の措置をとること又は第 14 条(アイピーシステムが行う契約の解除)に基づき利用契約を解除することを妨げるものではないものとします。

第 14 条 (アイピーシステムが行う契約の解除)

1. アイピーシステムは、契約者が第 12 条(利用者の遵守事項・禁止事項)第 1 項各号、及び、第 13 条(本サービスの利用停止)第 1 項各号の規定により本サービスの利用を停止された後、なおその事実を解消しないときは本サービスに係る契約を解除することがあります。
2. アイピーシステムは、前項の規定に基づき利用契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知します。
3. 契約者が第 12 条(利用者の遵守事項・禁止事項)第 1 項各号、及び、第 13 条(本サービスの利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がアイピーシステムの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第 1 項及び第 13 条(本サービスの利用停止)の規定にかかわらず本サービスの利用停止をしないで利用契約を解除することがあります。
4. 前 3 項の規定にかかわらず、契約者が次の各号に該当するときは何らの通知をすることなく、アイピーシステムは利用契約を解除できるものとし、契約者は期限の利益を喪失し、本サービスの利用料金等の一切の債務を直ちにアイピーシステムに支払うものものとします。
 - (1) 自らにつき支払の停止があったとき、又は支払不能の状態に陥ったとき。
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が發送されたとき。
 - (4) 第 22 条(反社会的勢力の排除)の定め違反したとき。

第 15 条 (本サービスの一時中断)

1. アイピーシステムは、次の各号に該当する場合には、契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスの提供に用いるシステムを停止したうえでの保守を行う必要が生じたとき。
 - (3) 本サービスの提供に用いるシステムの定常的なメンテナンスを以下に定める時間帯に行うとき。
定常メンテナンス時間帯：02:00 ～ 04:00
 - (4) その他、運用上あるいは技術上、本サービスの提供を中断しなければならないやむを得ない事由があるとき。
2. 前項に定めるほか、アイピーシステムは、本サービスの運用上必要な範囲で利用者による本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
3. アイピーシステムは、本サービスの全部若しくは一部の提供中断、又は前項に定める利用の制限等を計画しているときは、その旨をアイピーシステムが適当と判断する方法で契約者に通知又は周知します。ただし、第 1 項第 3 号に該当する場合および緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. アイピーシステムの責めに帰すべき理由により、本サービスが全く利用できない状態となったときは、その状態をアイピーシステムが認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、アイピーシステムは契約者に対して、契約者の利用期間にかかわらず、30 日間を利用期間とする月額利用料を限度として、24 時間毎に当該月契約利用料の 30 分の 1 に相当する金額を返還又は支払うものものとします。

第 16 条（本サービスの内容の変更及び終了）

1. アイピーシステムは、自社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。
2. アイピーシステムが本サービスの内容を変更し、または提供を終了する場合、アイピーシステムは利用者に遅滞なく通知するものとします。

第 17 条（免責）

1. アイピーシステムは、本サービスの利用、内容変更、中断、終了によって、利用者又は第三者が被った損害についてアイピーシステムが責任を負う場合であっても、アイピーシステムの故意または重過失がない限り、アイピーシステムの責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。
2. 当社は、利用者の本サービスの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負いません。
3. 当社は、本システムで管理される情報は 1 日 1 回の全体バックアップを行い、また、当社が本サービスで管理・運用するサーバに何らかの障害が発生しユーザーデータが紛失した場合は、当社はバックアップのデータを速やかに自己負担で回復するものとします。障害発生から最も近いバックアップまでの期間に加わったデータの紛失について当社は利用者に対して一切責を負わないものとします。

第 18 条（本サービスの権利帰属）

本サービスの提供環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、マニュアル類、本サービスの手続き、商標、商号等に関する著作権、工業所有権、知的所有権その他一切の有体・無体の財産権はアイピーシステム、又はアイピーシステムに対し使用許諾している第三者に帰属するものとし、利用者に譲渡または本規約若しくはマニュアル類に定める以上に使用を許諾するものではありません。

第 19 条（秘密保持）

1. 利用者は、アイピーシステムの事前の書面による承諾なくして利用者が本サービスの利用を通じてアイピーシステムから口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、データ等のアイピーシステムの技術上、営業上並びに業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を本サービスの利用以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者が次の事項に該当すると立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - (1) 開示され又は知得する以前に公知であった情報。
 - (2) 開示され又は知得する以前に自らが既に保有していた情報。
 - (3) 開示され又は知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報。
 - (4) 開示され又は知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報。
 - (5) 開示され又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に取得した情報。
3. 利用者は、自己の役職員又はアイピーシステムの事前の書面承諾を得た第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本規約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含む）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。
4. アイピーシステムは、本サービスを提供するに際して取り扱う利用者に係る情報につき、アイピーシステムが運用するホームページで公表する「個人情報保護方針」に基づき、厳正にこれらを管理するものとします。
5. 本条の規定については、利用契約の終了にかかわらず、その効力は消滅せず、なお有効に存続するものとします。

第 20 条（秘密情報の保管及び複製等の禁止）

1. 利用者は、秘密情報に関する全ての文書並びにその他の媒体（電磁的に記録されたものを含む）及びそれらの複製物（以下「秘密書類」といいます）を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
2. 利用者は、事前にアイピーシステムの書面による承諾がない場合、秘密書類の全部又は一部を複製又は改変することはできないものとします。
3. 利用者は、利用契約が終了し又は解除されたときは、すみやかにアイピーシステムの指示に従い、秘密書類をアイピーシステムに返還し、又は破棄するものとします。

第 21 条（個人情報の取扱い）

アイピーシステムが取得した利用者に関する情報は、個人情報保護法を遵守した上で、取り扱われます。アイピーシステムは、自社が下記に定めた「個人情報保護方針」を遵守し、利用者から提供を受けた個人情報を適切に保護し、法令で認められる場合を除き、以下の通り取扱います。

個人情報保護方針（2004 年 8 月 7 日制定 2024 年 4 月 1 日最新改訂）

アイピーシステムは、「社会的公器としての存在を認識し、IT 社会発展のため、社会及びお客様に奉仕する」を基本理念のもと、ソフトウェア開発事業を展開しています。

アイピーシステムは、個人情報を適正に取り扱うことは企業の社会的責務であることを認識し、以下の個人情報保護方針を定め、個人情報の適切な利用と保護管理に努めます。

1. 個人情報（当社が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含みます。（以下同じ。））は、ソフトウェア開発事業等のアイピーシステムの正当な事業遂行上並びに従業員の雇用、人事管理上の必要な範囲に限定して、適切に取得、利用及び提供を行います。特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うこと（目的外利用）は、行いません。また、それらのための適切な措置を講じます。
2. 個人情報は正確性を確保し、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止など安全管理に常に努めます。是正が必要な場合は、適正な処置を講じます。
3. 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
4. 個人情報に関する苦情及び相談については、受付窓口を設け、定められた手順に従い速やかに応じます。

受付窓口：個人情報ご相談窓口 経営企画部担当

（連絡先）

TEL 086 805 0678 E-MAIL kojinhoho_02@ipsys.co.jp

5. アイピーシステムは、個人情報の取扱いに関し、法令の変更や社会環境の変化等に対応するため、継続的に本指針を見直し、改善を実施致します。

アイピーシステムは、個人情報の漏えい等の事故があった場合には、直ちに損害拡大の防止措置を取り、漏えい等の原因の調査に着手し、当該個人に対する報告をいたします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、契約者が次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。

(2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてアイピーシステムの信用を毀損し、又はアイピーシステムの業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

第 23 条（契約上の地位移転）

契約者は、事前にアイピーシステムの書面による承諾がない限り、本契約により生じた契約上の地位を移転し、または本契約により生じた自己の権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、もしくは第三者の担保に供することはできないものとします。

第 24 条（専属的合意管轄裁判所）

契約者とアイピーシステムの間で訴訟の必要が生じた場合は、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（準拠法）

本利用規約の成立、効力発生、解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

2024 年 10 月 1 日 最新改訂

岡山県岡山市北区北長瀬表町 2-16-27

アイピーシステム株式会社

代表取締役 森 清治

別表 1 (利用料金表)

1. サービス利用料金(税抜)

初期基本料	週契約利用料		月契約利用料	
	利用期間	金額	利用期間	金額
50,000円	7日間	15,000円	30日間	50,000円
	14日間	30,000円	60日間	100,000円
	21日間	45,000円	90日間	150,000円

【算定方法】

- ・契約利用料は、本サービスの利用開始日から、週契約(7日間)の場合は7日間、週契約(14日間)の場合は14日間、週契約(21日間)の場合は21日間、月契約(30日)の場合は30日間、月契約(60日間)の場合は60日間、月契約(90日間)の場合は90日間で、それぞれ算定します。
- ・契約者は、本規約第8条に定める利用契約期間の途中において利用契約が終了した場合でも、所定の契約利用料を支払うものとし、また、本サービスを利用できる状態となった日(サービス利用開始日)の属する月と同月内に利用契約が終了した場合でも、契約者は所定の契約利用料を支払うものとし、
- ・本規約第8条に基づき利用契約が更新される場合、更新後の利用契約に係る初期基本料の支払は要しません。
- ・契約者が利用契約を解約後(以下、当該解約した利用契約を「旧契約」といいます)、契約者とアイピーシステムとの間で新たな利用契約(以下「新契約」といいます)を締結した場合において、新契約に基づく本サービスの利用開始日が旧契約の解約日から3か月後の同日(解約日の属する月の3か月後の月に解約日と同じ日が存在しない場合は当該月の末日とします)以内であることをアイピーシステムが確認したとき(同一名義の場合に限ります)は、新契約に基づく初期基本料は上記表中に定める初期基本料の額の半額に相当する金額とします。

【請求】

- ・初期基本料は初回請求時に契約利用料と合算して請求するものとし、
- ・契約期間終了後に契約終了日の属する暦月の翌月20日までに、利用料金に係る請求書を発行し、契約者が届け出た請求書の送付先に送付します。

2. オプション利用料(税抜)

No.	オプション名	オプション利用料	課金単位
(1)	追加ユーザID	5,000円	追加設定ごと
(2)	追加投票所	5,000円	100投票所ごと

【算定方法】

(1) 追加ユーザID

ユーザIDを1つ追加設定ごとに算定します。

(2) 追加投票所

投票所数が100投票所を超える場合、超過分について100投票所ごとに算定します。

例えば、100～199投票所の設定がある場合は5,000円、200～299投票所の設定がある場合は10,000円のオプション利用料が発生します。

【請求】

原則、契約利用料と合算し請求するものとし、